

○厚生労働省令第十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第三十三条第五号及び第四十九条の四、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十一条第三項、第十二条第二項、第十四条第一項及び第四十四条の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正す

る。

改正後

(介護補償給付の額)

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千二百九十円を超えるときは、十万五千二百九十円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万七千九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。 五万七千九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五万七千九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十万五千二百九十円」とあるのは「五万二千六百五十円」と、「五万七千九十円」とあるのは「二万八千六百円」と読み替えるものとする。

(社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度)

改正前

(介護補償給付の額)

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千三百十円を超えるときは、十万五千三百十円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万七千九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。 五万七千九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五万七千九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十万五千三百十円」とあるのは「五万二千五百七十円」と、「五万七千九十円」とあるのは「二万八千五百六十円」と読み替えるものとする。

(社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度)

第四十三条 法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百二十分の二十を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。

一～三（略）

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為

第四十三条 法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百十八分の十八を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。

一～三（略）

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

(旧炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(介護料) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万七千 百九十円、四万二千八百九十円又は二万八千六百円とする。</p> <p>4 その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前 項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の 介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額 (その額が、同項の介護の程度に応じ、<u>十万五千二百九十円、七万八 千九百七十円又は五万二千六百五十円</u>を超えるときは、それぞれの場 合に応じ、<u>十万五千二百九十円、七万八千九百七十円又は五万二千六 百五十円</u>)とする。</p>	<p>(介護料) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万七千 百十円、四万二千八百三十円又は二万八千五百六十円とする。</p> <p>4 その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前 項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の 介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額 (その額が、同項の介護の程度に応じ、<u>十万五千百三十円、七万八千 八百五十円又は五万二千五百七十円</u>を超えるときは、それぞれの場合 に応じ、<u>十万五千百三十円、七万八千八百五十円又は五万二千五百七 十円</u>)とする。</p>

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(労災保険率等)
 第十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)の事業(以下この項において「船舶所有者の事業」という。)
 ()以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十七とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の詳細は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。

2 (略)

(労災保険率等)
 第十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)の事業(以下この項において「船舶所有者の事業」という。)
 ()以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十九とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の詳細は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。

2 (略)

別表第1 (第6条、第16条関係)

労災保険率表

別表第1 (第6条、第16条関係)

労災保険率表

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率
(略)	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。)	<u>1000分の18</u>
	(略)	
漁業	(略)	
鉱業	(略)	

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率
(略)	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。)	<u>1000分の19</u>
	(略)	
漁業	(略)	
鉱業	(略)	

建設事業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の16</u>
	原油又は天然ガス鉱業	<u>1000分の2.5</u>
	採石業	<u>1000分の49</u>
	(略)	
	水力発電施設、下水道等新設事業	<u>1000分の62</u>
	(略)	
	鉄道又は軌道新設事業	<u>1000分の9</u>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	<u>1000分の9.5</u>
	既設建築物設備工事業	<u>1000分の12</u>
	(略)	
製造業	その他の建設事業	<u>1000分の15</u>
	(略)	
	繊維工業又は繊維製品製造業	<u>1000分の4</u>
	(略)	
	パルプ又は紙製造業	<u>1000分の6.5</u>

建設事業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の20</u>
	原油又は天然ガス鉱業	<u>1000分の3</u>
	採石業	<u>1000分の52</u>
	(略)	
	水力発電施設、下水道等新設事業	<u>1000分の79</u>
	(略)	
	鉄道又は軌道新設事業	<u>1000分の9.5</u>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	<u>1000分の11</u>
	既設建築物設備工事業	<u>1000分の15</u>
	(略)	
製造業	その他の建設事業	<u>1000分の17</u>
	(略)	
	繊維工業又は繊維製品製造業	<u>1000分の4.5</u>
	(略)	
	パルプ又は紙製造業	<u>1000分の7</u>

(略)	
ガラス又はセメント製造業	<u>1000分の6</u>
(略)	
陶磁器製品製造業	<u>1000分の18</u>
(略)	
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	<u>1000分の6.5</u>
非鉄金属精錬業	<u>1000分の7</u>
(略)	
鋳物業	<u>1000分の16</u>
(略)	
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	<u>1000分の5</u>
電気機械器具製造業	<u>1000分の2.5</u>
(略)	

(略)	
ガラス又はセメント製造業	<u>1000分の5.5</u>
(略)	
陶磁器製品製造業	<u>1000分の19</u>
(略)	
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	<u>1000分の7</u>
非鉄金属精錬業	<u>1000分の6.5</u>
(略)	
鋳物業	<u>1000分の18</u>
(略)	
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	<u>1000分の5.5</u>
電気機械器具製造業	<u>1000分の3</u>
(略)	

運 輸 業	交通運輸事業	<u>1000分の4</u>
	(略)	
(略)		
その他の事業	(略)	
	清掃、火葬又はと畜の事業	<u>1000分の13</u>
	(略)	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	<u>1000分の6.5</u>
	(略)	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	<u>1000分の3</u>
	(略)	

別表第2 (第13条関係)

労 務 費 率 表

事業の種類 分類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率
建設事業	(略)	

運 輸 業	交通運輸事業	<u>1000分の4.5</u>
	(略)	
(略)		
その他の事業	(略)	
	清掃、火葬又はと畜の事業	<u>1000分の12</u>
	(略)	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	<u>1000分の7</u>
	(略)	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	<u>1000分の3.5</u>
	(略)	

別表第2 (第13条関係)

労 務 費 率 表

事業の種類 分類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率
建設事業	(略)	

道路新設事業	<u>19%</u>
舗装工事業	<u>17%</u>
鉄道又は軌道新設事業	<u>24%</u>
(略)	
機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>38%</u> <u>21%</u>
(略)	

備考 (略)

別表第 5 (第23条関係)

第 2 種 特 別 加 入 保 険 料 率 表

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「 労働者災害補償保険法施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	<u>1000分の12</u>
特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	<u>1000分の18</u>

道路新設事業	<u>20%</u>
舗装工事業	<u>18%</u>
鉄道又は軌道新設事業	<u>25%</u>
(略)	
機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>40%</u> <u>22%</u>
(略)	

備考 (略)

別表第 5 (第23条関係)

第 2 種 特 別 加 入 保 険 料 率 表

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「 労働者災害補償保険法施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	<u>1000分の13</u>
特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	<u>1000分の19</u>

特	3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	<u>1000分の45</u>
(略)			
特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	<u>1000分の48</u>
(略)			
特	10	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	<u>1000分の15</u>
特	11	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	<u>1000分の6</u>
(略)			
特	13	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	<u>1000分の3</u>
(略)			
特	17	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	<u>1000分の3</u>
特	18	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	<u>1000分の5</u>

特	3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	<u>1000分の46</u>
(略)			
特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	<u>1000分の49</u>
(略)			
特	10	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	<u>1000分の16</u>
特	11	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	<u>1000分の7</u>
(略)			
特	13	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	<u>1000分の4</u>
(略)			
特	17	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	<u>1000分の4</u>
特	18	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	<u>1000分の6</u>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 平成三十年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額については、なお従前の例による。

第三条 この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法第七条第一項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する同項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例による。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第四条 平成三十年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三

十五号) 附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)による介護料の金額については、なお従前の例による。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

第五条 この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「新規規則」という)。
第十六条第一項及び別表第一に規定する労災保険率は、施行日以後に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乘ずべき一般保険料率(次条に規定する特定有期事業についての一般保険料率を除く。以下この条において同じ。)の基礎となる労災保険率及び施行日以後の期間に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十一条第一項に規定する額の総額に乘ずべき第一種特別加入保険料率(次条に規定する特定有期事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この条において同じ。)の基礎となる労災保険率について適用し、施行日前に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乘ずべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び施行日前の期間に係る規則第二十一条第一項に規定する額の総額に乘ずべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例によ

る。

第六条 施行日前に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定されているもの（次条において「特定有期事業」という。）に係る労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新規則第十六条第一項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 特定有期事業についての規則第十三条第一項に規定する請負金額に乘すべき率は、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 新規則別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、施行日以後の期間に係る規則第二十二條に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率として適用し、施行日前の期間に係る同條に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。